

令和7年度の健康保険料について

令和7年度の健康保険料率は以下の通りとなりました。内容を確認しておきましょう。（*協会健保（全国保険協会）の場合）

・健康保険料率：令和7年3月分から適用

・介護保険料率：令和7年3月分から適用

	令和 6年度	↑：引上げ ↓：引下げ	令和 7年度
北海道	10.21%	↑	10.31%
青森県	9.49%	↑	9.85%
岩手県	9.63%	↓	9.62%
宮城県	10.01%	↑	10.11%
秋田県	9.85%	↑	10.01%
山形県	9.84%	↓	9.75%
福島県	9.59%	↑	9.62%
茨城県	9.66%	↓	9.67%
栃木県	9.79%	↑	9.82%
群馬県	9.81%	↓	9.77%
埼玉県	9.78%	↓	9.76%
千葉県	9.77%	↑	9.79%
東京都	9.98%	↓	9.91%
神奈川県	10.02%	↓	9.92%
新潟県	9.35%	↑	9.55%
富山県	9.62%	↑	9.65%
石川県	9.94%	↓	9.88%
福井県	10.07%	↓	9.94%
山梨県	9.94%	↓	9.89%
長野県	9.55%	↑	9.69%
岐阜県	9.91%	↑	9.93%
静岡県	9.85%	↓	9.80%
愛知県	10.02%	↑	10.03%

	令和 6年度	↑：引上げ ↓：引下げ	令和 7年度
三重県	9.94%	↑	9.99%
滋賀県	9.89%	↑	9.97%
京都府	10.13%	↓	10.03%
大阪府	10.34%	↓	10.24%
兵庫県	10.18%	↓	10.16%
奈良県	10.22%	↓	10.02%
和歌山県	10.00%	↑	10.19%
鳥取県	9.68%	↑	9.93%
島根県	9.92%	↑	9.94%
岡山県	10.02%	↑	10.17%
広島県	9.95%	↑	9.97%
山口県	10.20%	↑	10.36%
徳島県	10.19%	↑	10.47%
香川県	10.33%	↓	10.21%
愛媛県	10.03%	↑	10.18%
高知県	9.89%	↑	10.13%
福岡県	10.35%	↓	10.31%
佐賀県	10.42%	↑	10.78%
長崎県	10.17%	↑	10.41%
熊本県	10.30%	↓	10.12%
大分県	10.25%	→	10.25%
宮崎県	9.85%	↑	10.09%
鹿児島県	10.13%	↑	10.31%
沖縄県	9.52%	↓	9.44%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.59%）が加わります。

また、保険料の控除のタイミングは、以下の通りになります。

◆保険料控除が【翌月引き】の会社の場合

→4月に支給する給与から新しい保険料を控除します。

(例1)20日締め・当月25日払いの会社の場合

3/25の給与・・・変更前の保険料を控除します。

4/25の給与・・・変更後の保険料を控除します。

(例2)末日締め・翌月20日払いの会社の場合

3/20の給与・・・変更前の保険料を控除します。

4/20の給与・・・変更後の保険料を控除します。

◆保険料控除が【当月引き】の会社の場合

→3月に支給する給与から新しい保険料を控除します。

(例1)20日締め・当月25日払いの会社の場合

2/25の給与・・・変更前の保険料を控除します。

3/25の給与・・・変更後の保険料を控除します。

(例2)末日締め・翌月20日払いの会社の場合

2/20の給与・・・変更前の保険料を控除します。

3/20の給与・・・変更後の保険料を控除します。

社会保険料の請求のタイミングが翌月請求のため、(3月分の保険料は4月に請求がきます。)多くの会社では社会保険料は翌月引きが多いです。自社の保険料の変更のタイミングを確認しておきましょう。ただし、賞与についての保険料は当月分の保険料が徴収されるので注意が必要です。

(例)3月に賞与を支給する場合

3月に支給する賞与・・・変更後の保険料を控除します。

(人事労務事業部 社会保険労務士 有田一範)